

岩手県選挙管理委員会告示第 116 号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和 45 年岩手県選挙管理委員会告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 9 月 7 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
社団医療法人栃内病院	[略]	社団医療法人栃内病院	[略]
社団医療法人恵生会孝 仁病院	<u>盛岡市中太田泉田 28 番地</u>		
医療法人社団高松病院	[略]	医療法人社団高松病院	[略]
[略]		[略]	
財団法人総合花巻病院	[略]	財団法人総合花巻病院	[略]
独立行政法人労働者健 康福祉機構岩手労災病 院	<u>花巻市湯口字志戸平 26</u>		
岩手医科大学附属花巻 温泉病院	[略]	岩手医科大学附属花巻 温泉病院	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			